配置予定技術者との雇用関係の確認について

入札時における配置予定技術者との雇用関係については、「入札時における 配置予定技術者調書の提出に関する取扱要領」及び「同要領の運用について」 に基づき確認を行っています。

この間、雇用保険の被保険者通知書及び被保険者証(以下「雇用保険関係書類」という。)の写しにより雇用関係を確認したものの、その後、雇用関係の実態が確認できない事案が複数確認されましたので、雇用関係の確認方法について、以下のとおり徹底いたします。

- 雇用関係の確認については、原則、次の書類の写しにより確認します。
 - ① 健康保険被保険者証
 - ② 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
 - ③ 市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書・変更通知書
 - ④ 監理技術者資格者証

ただし、経営規模等評価結果通知書において健康保険が適用除外となっており、③④の提出もできないことが確認された場合に限り、雇用保険関係書類の写し等その他公的書類の提出により確認するものとします。

なお、上記確認書類を提出できない技術者は、雇用関係を確認することができないため、監理技術者又は主任技術者として配置することはできません。

大阪市契約管財局契約部契約課工事契約グループ 電話番号 06-6484-7893・7424 大阪市契約管財局契約部制度課 電話番号 06-6484-7062